

監査公表第16号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年3月30日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 滝川 健司

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
健康福祉部（こども園等）
城北こども園、東郷東こども園、東郷中こども園、東郷西こども園、
東部こども園、八名こども園、おおぞら園

第3 監査に当たった監査委員
近藤 隆
滝川健司（平成29年11月21日から。同月12日までは鈴木達雄。）

第4 監査の期間
平成29年9月7日～平成30年3月30日

第5 監査の方法
平成29年度の監査実施計画に基づき上記こども園等に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設管理状況等について確認するため、各こども園等の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月をめどに通知されたい。

健康福祉部

【こども園等】

指摘事項

備品管理において、備品標示票の貼付の困難な物品に対する取扱いが統一されていない事例があった。取扱方法の周知を図り、適正な備品管理に努められたい。

意見

消火器の廊下等への設置に当たっては、転倒防止、誤操作防止対策等に留意されたい。